

令和８年度会計年度任用職員（拠点園事業専門員）募集要項

職 種	拠点園事業専門員（会計年度任用職員）
応募資格	パソコン（ワード・エクセル等）の基本操作ができる方 地方公務員法第１６条に定める欠格条項に該当しない方
業務内容	区立保育園の拠点園事業に係る事務、地域内保育施設が参加するネットワーク会議に伴う準備作業及び資料作成、公開保育・合同研修に伴う準備作業、近隣施設との連携事業の補助、公園巡回出張相談の補助、一時保育補助、保育園の雑務補助等
勤務場所	荒川区立三河島保育園、西日暮里保育園、熊野前保育園、原保育園、荒川さつき保育園のいずれか１か所
雇用期間	令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで 勤務成績が良好な場合は、翌年度に再度任用される場合があります（原則６５歳未満に限る）。採用後１か月は条件付き採用となります。ただし、任用後１か月の勤務日数が１５日に達しない場合は、その日数が１５日に達するまで延長します。
勤務時間	週４日、午前８時３０分から午後５時まで（１日７時間４５分勤務、休憩時間４５分）
休 日	土日祝日・年末年始
休 暇	年次有給休暇ほか
賃 金	月額２１８，２０８円（地域手当相当分含む） ※採用までに給与改定等があった場合は、その額によります。 ※通勤手当支給（上限あり） ※期末・勤勉手当支給
保 険	共済組合（短期）有、厚生年金保険有、雇用保険有
募集人数	１名
選考方法	面接（面接日は別途連絡）

応募方法 下記 1、2 を令和 8 年 2 月 6 日までに持参または郵送してください。郵送の場合、封筒表面に「採用選考書類在中」と朱書きしてください。

1. 履歴書（顔写真貼付、応募動機の記載必須）

※区でお預かりする個人情報、選考及び採用以外の目的には使用しません。

提出・問合せ先 荒川区子ども家庭部保育課保育支援係
〒116-8501 東京都荒川区荒川 2-2-3
電話 03-3802-3111（内線 3841）

〈参考〉

地方公務員法第 16 条（欠格条項）抜粋

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- （1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （2）当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- （3）人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- （4）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は選考を受けることができません。